

平成21年改正不正競争防止法について

——刑事罰の対象範囲の拡大による営業秘密保護の強化——

フェアトレード委員会*

抄 録 平成21年4月21日「不正競争防止法の一部を改正する法律」(平成21年法律第30号)が成立し、同年4月30日に公布され、平成22年7月1日より施行された。

近年の厳しい事業環境の中、様々な事業形態において企業の競争力を維持し、強化していくためにはその事業基盤を支える知的財産の保護を図ることが重要である。中でも特許権、商標権等の産業財産権、著作権法等の知的財産権では守られない営業秘密の保護については、平成15年に刑事罰による保護が導入されて以来、平成17年及び平成18年の改正により刑事罰の強化が図られたが、まだ十分とは言えず、未だに様々な侵害事件が起こっているのが現状である。

本改正により、侵害事件の実態により対応した行為類型が刑事罰の対象となった。

本稿では、改正法の内容について詳述するとともに企業として留意すべき点について検討した。

目 次

1. はじめに
2. 総 論
 2. 1 営業秘密にかかわる不正競争防止法改正の経緯
 2. 2 今回の改正の概要
 2. 3 刑事罰の行為類型 (不競法21条1項)
3. 各 論
 3. 1 目的要件の変更 (21条1項各号)
 3. 2 処罰対象行為の見直し
4. 実務面での対応
5. 刑事訴訟手続きの在り方について
6. おわりに

1. はじめに

不正競争防止法(以下「不競法」という)は、他人の成果を冒用する、すなわちただ乗ることにより公正な競争を阻害し、営業上の利益を侵害することを主として阻止しようとする法律である。不正な行為のうち、平成2年の改正により営業秘密の侵害行為を不正競争類型とし

て民事的な救済が図れるようになったが、雇用の流動化、定年退職者の増加、IT化・ネットワーク化の進展等により、営業秘密の海外における侵害行為や雇用流動化の中での情報流出等に対する営業秘密の保護が大きな問題となってきたことから、その保護を図るため、平成15年には営業秘密保護に刑事罰が導入され、平成17年には媒体の取得等を伴わない退職従業員や国外犯の対応においてその強化が図られた。しかしながら、侵害・流出の問題は近年益々重要な問題となってきており、不正競争行為を行う者に対して迅速かつ適切に対応を図ることのできる法的措置の整備がさらに望まれていた。

このような状況のもと、平成21年4月21日「不正競争防止法の一部を改正する法律」(平成21年法律第30号)が成立し、同年4月30日に公布され、平成22年7月1日より施行された。なお、本稿において、単に「改正法」とあるのは、平成22年7月1日以降施行された法律を指し、

* 2009年度・2010年度 Fair Trade Committee

「旧法」とあるのは、当該施行前の法律を指すものとする。

本稿は、2009年度フェアトレード委員会第1小委員会の絹見、堀口（佳）、東山、今、中西、深井、大関、井阪、牛山が分担して執筆し、2010年度より新たに同小委員会に参加した永井、木村、堀口（泰）、山口、塚原、熊谷も含めて検討した結果をまとめたものである。関連条文等の解釈については各執筆者の見解である。

2. 総論

2.1 営業秘密にかかわる不正競争防止法改正の経緯

(1) 営業秘密の民事的保護

1) 不正競争行為の類型

平成2年にGATTウルグァイラウンドのTRIPs（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）交渉に対応する形で不競法に営業秘密¹⁾の民事的保護規定が導入された。

不競法2条1項4号～9号では、営業秘密の不正取得・使用・開示等の6つの行為類型を定めて、営業秘密の侵害行為に対する差止請求や損害賠償などにより民事的保護を図っている。

① 不正取得型

- イ) 2条1項4号：窃取、詐欺、強迫その他の不正な手段により営業秘密を取得する行為（不正取得行為）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し若しくは開示する行為
- ロ) 2条1項5号：その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重過失²⁾により知らないで、営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- ハ) 2条1項6号：その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在した

ことを知って、又は重過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

② 不正目的使用開示型

- イ) 2条1項7号：営業秘密を適法に示された者が図利加害目的³⁾で使用し、又は開示する行為
- ロ) 2条1項8号：その営業秘密について不正開示行為があること、不正開示行為が介在したことを知って又は重過失により知らないで取得し、又はそれを使用し、もしくは開示する行為
- ハ) 2条1項9号：取得した後に、不正開示行為があったこと、不正開示行為が介在したことを知って又は重過失により知らないで、営業秘密を使用し、又は開示する行為

2) 民事的保護の強化

平成15年の改正法により、訴訟段階での保有者の救済措置に焦点をあてて、営業秘密の民事的救済措置の強化を図っている。

不正競争行為による営業上の利益侵害によって生じた損害額や侵害行為自体の立証を容易化するため、特許法等の産業財産権法と同様に、i) 逸失利益の立証容易化規定（5条）、及びii) 侵害者と主張されている者の行っている行為の具体的態様の明示義務規定の導入（6条）を行い、iii) 書類提出命令規定の拡充（7条）等を図った。

また、平成16年に裁判所法等の改正がなされ、インカメラ方式、秘密保持命令、当事者尋問等の公開停止等、裁判公開の原則を維持しながら、一定の場合に例外を設け、秘密性を保持する裁判手続の整備が行われた。

(2) 営業秘密の刑事的保護の導入・強化

平成15年改正において導入された営業秘密の刑事的保護における大きな意義は無体物である

営業秘密という情報の侵害に対して刑事罰を導入したことである。従来、営業秘密が紙や電子媒体等の有体物に記録されている場合は、刑法上、媒体等の窃盗や横領によって処罰が可能であったが、写真や電子的なコピー等によって「情報」だけを不正取得する場合は、有体物を対象とする刑法上の財産犯としては処罰できなかった。

営業秘密の刑事的保護の導入においては、刑事罰の謙抑性の観点から、特に違法性の高い行為類型を対象とすることとし、営業秘密という「情報」の「不正の競争の目的」による取得、使用又は開示が処罰対象としている。(ただし、取得については、処罰対象は、詐欺等行為または管理侵害行為という違法性の高い行為を行った上で、かつ取得行為が営業秘密記録媒体等を介した方法によって、営業秘密を不正に取得した場合に限られていた。)

平成17年改正においては、アジア諸国の産業発展等によるグローバルな競争が激化する中で、営業秘密の海外における侵害行為や雇用流動化の中での情報流出等に対する措置を拡充し適正な競争環境を維持するため、①営業秘密の国外使用・開示処罰の導入、②退職者の処罰の導入、③法人処罰の導入、④懲役刑及び罰金刑の上限の引き上げ等の改正が行われた。

平成18年の改正では、懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円、法人重課の上限を3億円に引き上げている。

2. 2 今回の改正の概要

(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更

旧法における「不正の競争の目的で」という目的要件を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で（以下「図利加害目的」という）」に変更した。(21条1項各号)

(2) 営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し

旧法では、詐欺等行為又は管理侵害行為による営業秘密の取得については、営業秘密記録媒体等を介した方法による場合に限定して処罰の対象であったが、改正法では、この限定がなくなった。(旧法21条1項2号・改正法第21条1項1号)

(3) 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

改正法では、使用・開示にいたらなくても、従業者等がCD-R等の媒体に記録された営業秘密をその媒体ごと横領したり、複製を作ったり、消去しなくてはいけないデータ化された営業秘密を消去せず、かつ、消去したように偽装したりすることが処罰の対象となった。(21条1項3号)

2. 3 刑事罰の行為類型（不競法21条1項）

今回の改正により、刑事罰の行為類型は次の通りとなる。

(1号) 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

(2号) 不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ)媒体等の横領、(ロ)複製の作成、(ハ)消去義務違反+偽装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為

(4号) 営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為

(5号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営

業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為

(6号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為

(7号) 図利加害目的で、2号、4号から6号の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為

(21条4項) 詐欺等行為又は管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内で管理されていた営業秘密について、日本国外において21条1項2号又は4号から7号の罪を犯す行為

(21条2項5号) 秘密保持命令違反

3. 各 論

3.1 目的要件の変更 (21条1項各号)

(1) 旧法における主観的要件

営業秘密侵害罪が成立するためには、領得・使用・開示等の客観的構成要件に加え、主観的な構成要件の充足が要求される。すなわち、旧法下では、「不正の競争の目的」が無ければ21条1号から6号の営業秘密侵害罪は成立しなかった。

「不正の競争の目的」とは、いわゆる競争目的を指すものであり、具体的には、「自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせるような目的」を意味し、①侵害者が競争関係になる自らの事業に使用する場合、②侵害者が特定の競業者に開示する場合、③特定の競業者を競争上優位な立場にするため、侵害者が不特定多数に開示する場合がこれに該当するとされている。なお、客観的構成要件に加えてこのような主観的要件の充足が求められるのは、内部告発等の

正当な目的を有する開示行為に配慮し、これらを営業秘密侵害罪の処罰対象行為から除外することを条文上明確化するためとされる。

(2) 改正の目的

旧法の主観的要件(不正の競争の目的)は、競争関係の存在を前提とするため、対価を得る目的で社内の営業秘密(顧客情報等)を名簿業者に不正流出させる行為⁴⁾、不正の利益を得るため海外政府等に営業秘密を開示する行為や、保有者を単に害するため営業秘密をネット上の掲示板に書き込む愉快犯的な行為など、被害者との間に競争関係を認め得ない場合は営業秘密侵害罪の対象外であった。しかし、これらの行為も営業秘密に対する違法性(当罰性)の高い侵害行為として処罰対象とする必要がある。そこで、内部告発等正当な目的での開示を処罰の対象から除外するという旧法の考え方を踏襲しつつ、他方で、競争関係がないために旧法で処罰の対象外とされていた当罰性の高い行為を処罰対象に含めることができるようバランスを考慮し、主観的目的要件を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」(図利加害目的)と改めた。

(3) 改正法における主観的要件

改正法の主観的目的要件「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」(図利加害目的)のうち、「不正の利益を得る目的」とは、公序良俗又は信義則に反する形で自己又は第三者の不当な利益を図る目的をいう。また、「保有者に損害を加える目的」とは、保有者に対して財産上の損害、信用の失墜、その他の有形無形の不当な損害を加える目的をいう。

なお、旧法上の営業秘密保護において、2条1項7号(不正競争行為の定義)は主観的要件を「図利加害目的」とし、刑事罰に関する21条

各号は「不正の競争の目的」としており、営業秘密保護の民事救済と刑事罰の場面で異なる主観的要件が定められていたが、本改正の結果、図利加害目的に主観的要件が統一された。

3. 2 処罰対象行為の見直し

(1) 第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し（旧法21条1項2号、改正法21条1項1号）

1) 改正の目的

旧法においては、第三者等が、人を欺き人に暴行を加えもしくは人を脅迫するいわゆる詐欺等行為または財物の窃取、施設への侵入もしくは不正アクセスなどの管理侵害行為を行うことを要件とし、かつ、かかる行為により営業秘密を営業秘密記録媒体等を介した方法によって不正に取得した場合にのみ、本号による処罰の対象としていた。なお、旧法において営業秘密記録媒体等とは、営業秘密が記載され、または記録された書面もしくは記録媒体をいう。

したがって、第三者等が、詐欺等行為もしくは管理侵害行為により営業秘密を記憶するまたは営業秘密記録媒体等に記録されていない営業秘密、たとえば会議における会話等を盗聴するケースに対しては、本号による処罰の対象外であった。

しかしながら、営業秘密の性質およびその重要性に鑑みると、第三者等が、詐欺等行為または管理侵害行為という違法性の高い行為により、営業秘密を保有する者の当該営業秘密の管理体制を侵害し、当該営業秘密をほしのままにできる状態におくことは、営業秘密の財産的価値および公正な競争秩序の維持を侵害する蓋然性が高い。

そこで、改正法は、詐欺等行為または管理侵害行為という違法性の高い行為により営業秘密を取得した場合には、その取得方法を問わず、本号による処罰の対象とすることとした。

2) 改正法の要件

① 図利加害目的であること（主観的要件）

今回の改正により、旧法における「不正の競争の目的」という要件からいわゆる図利加害目的に変更がなされた。

なお、内部告発の対象となる情報については、そもそも有用性がなく、営業秘密の三要件に合致しないため、このように目的要件を拡大しても処罰される可能性はないと解されている。

② 詐欺等行為もしくは管理侵害行為により

営業秘密を取得した者であること

今回の改正により、営業秘密記録媒体等を介した取得に限らず、処罰の対象となった。

(2) 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入（21条1項3号）

1) 改正の目的

改正前は、従業者や取引先等の営業秘密を保有者から示された者については、営業秘密を使用・開示するに至った段階で初めて刑事罰の対象となっていた。

しかしながら、営業秘密の性質及びその重要性に鑑みると、営業秘密を示された者が、管理任務に違背して、その営業秘密を保有者の管理下から離れさせて、自己のほしのままに利用・処分することができるようにすることは、不正な使用・開示による法益侵害の危険性を著しく高めるものであり、それ自体違法性の高い当罰的な行為と考えられる。

他方、刑事罰の謙抑性・処罰対象の明確性の観点からは営業秘密の領得行為をすべて処罰対象とするのではなく、とりわけ違法性の高いものに限定すべきと考えられる。

そこで、営業秘密の領得手段を、①記録媒体などの横領、②記録媒体などの記録の複製作成、③記録媒体などの記録の消去義務に違反した上で消去したように仮装する行為に限定した上で、処罰対象とされることとなった。

今回の改正により、使用・開示に至らない場合でも、刑事罰の対象とすることができるようになった。

2) 改正法の要件

① 図利加害目的であること（主観的要件）

今回の改正により、現行法における「不正の競争の目的」という要件からいわゆる図利加害目的に変更がなされた。

② 営業秘密の管理に係る任務に違背すること

営業秘密の管理に係る任務とは、営業秘密の保有者との間の秘密保持契約等によって課せられた、営業秘密の秘密性を保持すべき義務のことをいう。これに違背することが処罰の要件とされている。

③ 営業秘密を領得すること

営業秘密の領得とは、保有者から示された営業秘密を不正な行為によって保有者の管理下から離れさせて、自己の管理する情報のように用いることができる状態に置くことをいう。

④ 領得手段

営業秘密の領得行為のうち、次のいずれかに該当することが処罰の要件とされている。

イ) 営業秘密記録媒体等又は営業秘密が化体された物件を横領すること

例えば、持出禁止とされた資料を無断で外部に持ち出す行為がこれに該当する。

ロ) 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること

例えば、コピー禁止とされた資料を無断でコピーすることがこれに該当する。

ハ) 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること

例えば、保有者との間の契約によって、開示したデータの消去が義務づけられて

いるにもかかわらず、データを消去せずに保有し続け、保有者に対しては、消去した旨を通知することがこれに該当する。

4. 実務面での対応

以上述べてきたように、今回の改正点は、(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更、(2) 営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し、(3) 従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入であり、一言でいえば、営業秘密に関する不正競争行為に関し、刑事罰が課せられる対象となる範囲が拡大されたということであって、営業秘密に関する不正競争行為（＝してはならない行為）の内容自体に変更はない。

したがって、営業秘密の取得、開示、使用及び管理に関して、今までと同様、適切に行っていくべきであることについては何ら変わりがない。

とはいえ、今回の改正により刑事的保護の強化がなされたことから、自社従業員が営業秘密侵害罪に該当する行為を行った場合、当該従業員が刑事罰を課せられるリスクはもとより、両罰規定により会社も罰金を課せられるリスク、マスコミに報道されることによる信用失墜リスクが改正前に比べ、より高くなったことは間違いない。

法改正に伴う実務面での対応として、第一に、このようなリスクを防止する意味で、今回の刑事罰の対象となる範囲の拡大について、従業員等へ適切な教育を行うことが考えられる。

例えば、今回の改正により、不正競争目的に限らず、嫌がらせ目的での営業秘密の漏洩や、USBなどの記録媒体取得を伴わない営業秘密の不正取得も新たに刑事罰の対象となることになった。このような事例を挙げ、どのような行為について新たに刑事罰の対象となったかを理解させる必要があると考えられる。

なお、本稿の末尾に、具体的に想定される営

業秘密の侵害行為の事例を挙げ、どのような行為が刑事罰の対象となるか、また、営業秘密侵害罪に該当するか否かのポイントについて、当委員会にて検討した事例をまとめたので、実務上参考にされたい。

更に、実際に教育を行う際は、経済産業省が2010年4月9日に改訂した「営業秘密管理指針」(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#himitu>)が、営業秘密侵害罪に該当する場合・しない場合について具体例を挙げて説明を行っているので、参考になると思われる。

第二に、今回の法改正を戦略的に活用するという意味で、契約面での対応も検討する必要があると考えられる。

今回の改正により、記録媒体などの消去義務に違反した上で消去したように仮装して、営業秘密を領得する行為が、新たに刑事罰の対象になった。(21条1項3号)この規定を活用し、例えば、取引先との秘密保持契約において、自社の開示した営業秘密について消去・返還義務を課しておけば、取引先が不正流用等の図利加害目的で当該義務に違反しかつ消去・返還したように仮装して営業秘密を領得した場合、刑事告訴し、刑事罰を課することが可能になる。

また、従業員との関係においていえば、退職時に保有する営業秘密は全て消去・返還する旨を社内規程で定め、退職時に全て消去・返還した旨記した誓約書を提出させるようにしておけば、退職者が、自己の保有する営業秘密を転職先で利用する目的で故意に消去・返還せず、かつ退職時に提出する誓約書において消去・返還した旨偽って誓約して営業秘密を領得した場合、上記の例と同様、刑事告訴し、刑事罰を課することが可能になる。

以上のように、必要に応じて、今後締結する秘密保持契約において消去・返還義務を盛り込むことや、社内規程や退職時の誓約書雛形を見

直し、刑事告訴を可能とするようにしておくことも検討する必要がある。

5. 刑事訴訟手続きの在り方について

今回の改正は、刑事罰の強化という実体法的な側面から営業秘密保護の実効性を高めることを狙いとするものであるが、現在、経済産業省と法務省により、刑事訴訟手続における営業秘密保護という手続的な側面からも営業秘密保護の実行性を高める試みが鋭意検討されているので、以下補足しておく。

現行の刑事訴訟手続においては、民事訴訟手続と異なり、営業秘密の内容が公判審理の過程で公にされることを防ぐための特別の措置は設けられていない⁵⁾。検察官による立証方法の工夫、裁判長の訴訟指揮による対処、既存の各種手続きの活用等の運用により、一定の秘密保護措置が取られる可能性はあるが、確実性には不安があるといわざるを得ない。

営業秘密侵害罪は親告罪とされているが、このように刑事訴訟手続の過程で営業秘密の内容が公開されて被害者である保有者の利益が損なわれるおそれが否定できないため、被害者である保有者が告訴を躊躇しているといわれており、これが同罪に基づく告訴が極めて少数である⁶⁾ことの理由として指摘されている。

今回の法改正に向けた関係省庁における議論の過程でも、営業秘密の刑事的保護の実効性を確保する為に、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密を保護するための以下のような具体的な法的な措置の導入が検討された⁷⁾。

- ① 営業秘密の内容に関する事項について口頭での陳述等をしない旨を決定すること(秘匿決定)
- ② 営業秘密の内容が公になるような場合に期日外証人尋問を行うこと(期日外証人尋問)

③ 憲法82条2項本文の公開停止ができる具体的要件を明確化する規定をおくこと（公開停止）

一方で、これらの措置の導入を検討するに当たっては、憲法上の裁判公開の要請に十分に配慮し、かつ、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続への支障のおそれが生じることのないように、慎重に対応することが求められる。従って、今回の改正におけるこれらの措置の導入は見送られ、今後、経済産業省と法務省とが共同で、刑事訴訟手続における営業秘密保護措置の具体的な在り方について検討を進めることになった⁸⁾。

なお、今回の改正法が国会で決議されるにあたり、衆参両院で附帯決議がなされ、その中で営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方について触れられており、衆議院では、「公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることに鑑み、関係各省庁間において、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること」という趣旨の附帯決議が可決されている。わが国における営業秘密の刑事的保護を実効性のあるものとするためにも、一定の保護措置が法定されることが望ましく、経済産業省と法務省による今後の検討の行方が注目される。

6. おわりに

不競法は知的財産の保護を図る上で適用範囲は多岐に渡り、他の知的財産法と併せて事業活動と密接に関わっている。今回の改正事項を実務に応用するにあたり、本稿が検討の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 不競法2条6項に定義されているように「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報

であって、公然と知られていないもの」、すなわち①秘密管理性②有用性③非公知性の3つの要件を全て満たす情報をいう。

- 2) 重大な過失。通常取引に要求される注意義務を尽くせば、容易に不正の介在が判明するにもかかわらず、その義務を尽くさなかった場合。
- 3) 保有者との間の信義則に著しく反する形で、保有者と競争関係にある事業（競業）を自ら行い、又は他人に行わせるなどの自己又は他人の不当な利益を図る目的（図利目的）又は営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を与える目的（加害目的）
- 4) 2009年7月、証券会社の顧客情報148万人分を無断で持ち出し5万人弱分を名簿業者3社に売却した事件で同社元社員が起訴されたが、同事件は本改正前に発生したため、競業関係の認められない名簿業者への販売目的で営業秘密を流出させた行為について、営業秘密侵害罪として起訴されなかった（本件は、記録媒体の窃盗罪並びに不正アクセス禁止法違反で起訴された）。
- 5) 民事訴訟手続きにおいては、秘密保持命令（法第10条）、インカメラ審理（法第7条）、営業秘密に関する部分の裁判の公開停止（法第13条）といった措置が用意されている。
- 6) 2009年6月に、パチンコ会社の元従業員が同社のメールサーバーに自宅のパソコンから不正アクセスして売上高などの機密情報を盗み出し、その一部を同業者2社に不正に開示した疑いで、また2009年9月には、証券会社の元社員が、在職中に競合会社の社員の誘いに乗り、勤務先の顧客情報を不正に開示・使用した疑いで、いずれも営業秘密侵害罪で告訴・逮捕されている。
- 7) 「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について」p.14 産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等のあり方に関する小委員会」報告書 平成21年2月
- 8) 現在、経済産業省と法務省との共同作業により、裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置のあり方について成案を得るための検討が行われている。（「知的財産推進計画2010」知的財産戦略本部2010年5月31日）

表1 改正に係る営業秘密侵害罪の事例

ケース	行為内容	ポイント	民事救済 4号~9号	刑事罰	
				改正前	改正後
(1) 目的要件の変更に係るもの	① 競争目的	A社はB社に製品の組立業務を委託している。A社は組立業務に使用する目的で、保守業務及び目的外使用の禁止業務を課したうえで、B社の従業員乙に営業秘密を開示した。その後、従業員乙は、A社と競合する新製品開発を行う目的で、A社から受領した営業秘密を使用した。	○2①(7)	○21①(4)	○21①(4)
	② 不正な売却目的	製品メーカーA社の従業員甲は、A社の営業秘密が記録された電子ファイル(甲はアクセスを許可されている)を、調査会社C社に開示して金銭の謝礼を受けた。	○2①(7)	×	○21①(5)
	③ いやがらせ目的	B社は、秘密保持義務を課されて委託元A社から秘密情報の開示を受けた。その後、B社は、A社から委託業務の差止めを中止されたため、その腹いせに、B社の従業員甲は、A社の信用を失墜させる目的で、受領した秘密情報の一部をインターネット上に公開した。	○2①(7)	×	○21①(4)
	④ 不正な安価調達目的	A社は、設備メーカーD社に見積もりを依頼し、設備の設計図面を提出させた。この図面にはD社の営業秘密が含まれており、A社は図面についてD社から秘密保持義務を課されていた。A社の従業員乙は、D社提出図面に記載されたものと同一の設備を安価に調達する目的で、秘密保持義務に違反して、D社から受領した図面を他の設備メーカーE社に開示した。	○2①(7)	×	○21①(4)
	⑤ 残業目的	A社の従業員甲は、自宅に持ち帰って仕事をするため、A社の営業秘密が記録された電子ファイルをフラッシュメモリに複製して自宅へ持ち帰った。これを自宅のPCにダウンロードし保管していたところ、当該PCにウイルス感染がインターネットを通じて発生したため、ウイルスにより当該営業秘密がインターネット上に流出した。	×	×	×
	⑥ モバイルPCでの作業目的	A社の従業員甲は、出張先でも業務を行う目的で、A社の営業秘密を含んだ電子ファイル(A社の規程上、秘密保持義務と業務目的外での使用禁止が定められている)を、モバイルPCのハードディスクにダウンロードし、社外に持ち出して使用した。	×	×	×
	⑦ 社内業務の能力向上目的	A社の従業員甲は、人事異動で社内への他部署へ転出する際、今後の社内業務に役立つかもしれないと思い、A社の営業秘密を含んだ電子ファイル(A社の規程上、秘密保持義務と業務目的外での使用禁止が定められている)を、フラッシュメモリにコピーして、自宅へ持ち帰った。	×	×	×
	⑧ 転職後の能力向上目的	A社の従業員甲は、A社を退職して他社に転職する際、転職後の自己の能力向上に役立てることを目的に、A社の営業秘密を含んだ電子ファイル(A社の規程上、秘密保持義務と業務目的外での使用禁止が定められている)を、フラッシュメモリにコピーして、自宅へ持ち帰った。	×	×	○21①(5)
	① 盗聴による取得	A社の従業員甲は、B社の新商品開発情報入手し自社の新商品開発に活用する目的で、B社の会議室に盗聴器を仕掛け、会議の内容(営業秘密)を盗聴した。(なお、盗聴行為により聞いただけで、不正使用が伴っていないケースと仮定)	○2①(4)	×	○21①(1)
	② 暗記による取得	A社の従業員甲は、競合他社B社に開示する目的で、立ち入り許可されていないA社の施設に侵入しA社の営業秘密を暗記して取得した。	○2①(4)	×	○21①(1)
(2) 営業秘密取得行為自体への刑事罰の導入に係るもの	① 消去義務違反および仮装による取得	A社とB社は、共同開発契約(提供された営業秘密を契約終了時に消去する旨定められている)を締結した上で共同開発を行っていた。契約終了時に、A社の従業員甲は、B社から受領した営業秘密を将来B社と競合する事業に使用するための、消去義務に違反してB社の営業秘密を消去せず、B社に対して営業秘密は消去した旨伝えた。	○2①(7)	×	○21①(3)(ハ)
	② 消去義務違反および仮装により取得した営業秘密の使用	製品メーカーA社と技術コンサルティング会社B社は、コンサルティング契約(提供された営業秘密を契約終了時に消去する旨定められている)を締結した上でA社の新製品開発を行っていた。契約終了時に、A社の従業員甲は、B社から受領した営業秘密を消去せず、B社には消去した旨伝え、その後、当該営業秘密をC社に開示し、金銭の謝礼を得た。	○2①(7)	×	○21①(4)
	③ 消去し忘れ	A社とB社は、秘密保持契約(提供された営業秘密を契約終了時に消去する旨定められている)を締結した上で業務提携の検討を行っていた。契約終了時に、A社の従業員甲は、B社から受領した営業秘密をあとで消去するつもりでいたが、消去し忘れた。その後、当該営業秘密をA社の従業員乙が、B社の営業秘密であるとの認識なく、A社製品の開発に利用した。	×	×	×

(原稿受領日 2010年7月30日)